

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成24年度第1回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成24年6月25日(月)に国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第1回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成24年6月25日(月) 国立がん研究センター第3会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監事 ※委員会委員長)
 - 小野 高史(監事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイステープルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 斎藤 知二(監査班長 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、財務経理課長、調達企画室長、調達第1班長、経理室付、研究費事務班長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成24年度に、平成19年度を平成23年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。

(今回は、平成21年度を平成24年度に、読み換えるものとする)

○ 審議概要

- 1) 平成23年度第4回契約監視委員会（2月15日）において指示のあった事項について、以下により確認した。
 - ・ 業務委託契約に関する業務代行保証に関する進捗状況について
→ 全て予定通り三者協定書を締結した。前回指摘された総合設備維持管理業務委託契約等数件の契約に関しても、清掃業務に関して三者協定書を締結できた。
 - ・ 患者の食事の提供業務に関する災害時、食中毒発生時などに対する対応策の作成
→ 平成24年3月8日に売店、レストラン等と物資供給に関する協定を締結した。

- 2) 平成 23・24 年度における随意契約の妥当性について
 - ・ 事前提出資料により、平成23・24年度随意契約（平成24年1月19日契約監視委員会以降）件数延べ60件について確認した。
 - ・ 患者必携を含むがんの情報の全国普及に関する支援業務に関して、22年度、23年度の契約内容の変更点を比較した資料により、実態を報告すること。
 - ・ がん集学的治療多施設共同臨床試験支援業務契約に関して、過去5年間の契約内容、契約金額について説明すること。また、特殊非営利活動法人がん臨床研究機構との取引経緯についても説明すること。
 - ・ 契約審査委員会の議事については、委員会を開催した場合ばかりではなく、持ち回り決裁により審議した場合であっても、議事を残しておき、資料として契約監視委員会に提出すること。
 - ・ IBMとのシステム契約について、22年度、23年度、24年度契約について、当初20億円の契約がどう改善されているか、全体像が分かる資料を作成し、説明すること。

- 3) 平成 23・24 年度における1社応札の妥当性について
 - ・ 事前提出資料により、平成 23・24 年度1社応札契約（平成 24 年 1 月 19 日契約監視委員会以降）件数延べ 61 件について確認した。
 - ・ 前年度実績については、実態に基づき記載すること。
 - ・ 随意契約一覧及び1社応札契約リストについて、契約審査委員会資料との関連付けを行うこと。
 - ・ 独立行政法人国立がん研究センター旅費精算業務委託のように、多くの業者が存在するのが当然の業務に関して、多くの業者が応札できるよう工夫すること。

- 4) 平成 23・24 年度の契約審査委員会の審議状況について
 - ・ 事前提出資料により、平成23年度第4回契約監視委員会以降の契約審査委員会3回分の審議リスト延べ70件について確認した。

- ・審議状況については、特に問題はない。

5) 業者支払い状況について

- ・平成 24 年 1 月～3 月までの支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 91.6%）及び平成 23 年度年間上位 50 社（支払総額の 85.4%）について、確認した。
- ・四半期ごとに契約審査委員会に報告するはずだが、いつの契約審査委員会に報告したか、またいつホームページに公開したか、日付を資料に入れること。

6) その他

業務委託契約に関する内部監査における指摘事項について

- ・契約審査委員会の審査でも必要となる総務省基準の「随意契約事由」を、今後は参考として、当委員会の資料にも入れること。

以 上